

北九州市立守恒中学校 P T A 会則

第 1 条 名 称

この会は「北九州市立守恒中学校 P T A」と称し、事務局を守恒中学校内に置く。

第 2 条 目 的

この会は、保護者と教師が協力して学校における教育諸条件の整備・充実に努め、生徒の健全育成をはかることを目的とする。

この会は、政党に無関係であり、営利を目的とせず、宗教にもかかわらない。

第 3 条 事 業

この会の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 学校教育に対する理解と協力。
- (2) 教育についての調査研究。
- (3) 会員の知識教養の向上並びに健康増進。
- (4) 関係機関並びに関係団体との連携による地域活動の促進。
- (5) その他、本会の目的遂行に必要な事業。

第 4 条 会員及び準会員

次のものをもってこの会の会員とする。

- (1) 在籍生徒の保護者
- (2) 本校の教職員

次のものをもってこの会の準会員とする。

- (1) 本校卒業生の保護者
- (2) 守恒校区に居住し、会の目的に賛同する者

第 5 条 会員の権利と義務

- (1) 会員は会費を納入しなければならない。
- (2) 会員はすべて同等の権利と義務を有する。
- (3) 会員はすべてこの会の活動に積極的に参加するものとする。
- (4) 会員はすべてこの会の運営について意見を述べることができる。

第 6 条 会 費

会費の額は総会で決定する。

但し、特別の事由がある場合は役員会の承認を得て会費を減免する事ができる。

但し、準会員は会費を免除する事ができる。

第 7 条 役 員

- ・会 長 1 名
- ・副会長 若干名 (1 名は母親代表を充てる)
- ・書 記 3 名 (1 名は教職員を充てる)
- ・会 計 3 名 (1 名は教職員を充てる)

第 8 条 顧 問

本会に顧問を若干名置く事ができる。顧問は総会に諮り会長が委嘱する。

顧問は必要あるとき、諮問に応ずる。

第 9 条 役員の仕事

会長は、会務を統括し、会合を主催し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し会長不在のときはその代理をする。

書記は、庶務一般を担当し、会議の議事を記録し、保管する。

会計は、総会で議決された予算に基づき、経理を担当する。

第10条 役員を選出と任期

役員は役員選考委員会によって推薦し、総会にて承認を得る。

役員任期は1年とする。但し、再選を妨げない。役員に欠員が生じたときは、理事会で選出し次期総会に報告する。但し、任期は前任者の残り期間とする。

第11条 会議

この会は、次の会議をもつ。

(総会、役員会、理事会、常置委員会、特別委員会)

第12条 総会

総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成し、会長が招集する。定期総会は年度始めに開催し、臨時総会は会員の3割以上の要請があった場合、または会長が必要と認めるとき、これを招集する。

総会の定足数は全会員の3分の1とし、委任状も認める。議事の議決は出席者の過半数とする。

次の事項は総会において決定する。

- | | | |
|----------------|------------|------------------|
| (1)事業報告 | (2)決算報告の承認 | (3)年度事業報告の承認 |
| (4)予算の決定 | (5)会費の決定 | (6)会則の改廃並びに疑義の解明 |
| (7)役員及び会計監査の報告 | (8)その他重要事項 | |

第13条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は第7条にいう役員及び校長・教頭をもって構成する。

役員会の任務は次のとおりである。

- (1) 本会の目的遂行の為の事業について計画立案し、又は関係委員会と協力し、会の円滑な運営を図る。
- (2) 予算案の作成、経理の円滑な運営を図る。

第14条 理事会

理事会は、常置委員会の正副委員長並びに担当職員をもって構成し、必要に応じ、会長が招集する。

理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は出席の過半数とする。理事会の任務は次の通りである。

- (1) 総会に置いて委任された事項の審議又は執行。
- (2) 該年度の事業計画及び予算案を総会へ提出。
- (3) 各種会議の連絡調整。
- (4) 常置委員会の立案した計画の審議。
- (5) 緊急を要する事項の総会に代わっての決議。但し次期総会に報告する。

第15条 常置委員会

この会に次の常置委員会を設け任務を次のように定める。

- (1) 広報委員会
 - a. PTA広報紙を発行し、学校の現状や研修行事の内容、及び会員相互の情報交換に努める。
- (2) 学年委員会
 - a. 教育上の要請に応じ該当学年の活動に協力する
 - b. 高校見学会の企画・運営を行う。
- (3) 教養委員会
 - a. 会員の教養及び知識向上の為の諸活動を行う。
 - b. 家庭教育学級を担当する。
- (4) 保健体育委員会
 - a. 学校及び生徒の保健衛生に関する諸行事に協力する。
 - b. 生徒及び会員の健康増進、親睦を深める事業を企画し援助する。
- (5) みまもり委員会
 - a. 生徒の非行防止のための諸活動を行う。
 - b. 校外における補導活動に協力する。

(常置委員会の構成及び選出)

委員は会員及び準会員から必要に応じた人員数を選出する。

委員より委員長1名・副委員長若干名を選出する。

各委員会担当教職員は校長が委嘱する。

第16条 特別委員会

(1) 役員選考委員会 (2) 購買委員会

第17条 会計監査

この会に2名の会計監査を置く。その資格は役員に準ずる。

会計監査は、この会の一切の会計に係わる出納に関し監査を行い、総会において監査の報告をしなければならない。

会計監査は、役員及び正副委員長を兼務できない。

第18条 慶弔

慶弔規定については、下記の通りに定める。

(1) 生徒の死亡 10,000円・弔電

(2) 会員の死亡 10,000円・弔電

(3) 教職員の死亡 10,000円・弔電

慶弔について、規定以外の案件が生じた場合及び、金額の訂正が必要な事案が生じた場合は役員会で決定し、理事会で報告する。

第19条 会員の個人情報の取り扱いについて

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第20条 会則の改廃

会則の改廃は総会において行う。改正案の提出については事前にその内容を全会員に提示しなければならない。

第21条 会則の改定

制 定	昭和62年5月 2日
一部改定	昭和63年4月30日
一部改定	平成 2年4月24日
一部改定	平成 5年4月17日
一部改定	平成12年4月24日
一部改定	平成14年4月26日
一部改定	平成17年4月22日
一部改定	平成18年4月21日
一部改定	平成24年4月20日
一部改定	平成26年4月26日
一部改定	令和 2年6月15日
一部改定	令和 3年4月26日
一部改訂	令和 5年4月24日

守恒中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 北九州市立守恒中学校 P T A (以下、「本会」という) が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・準会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という) の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会、会員及び準会員は、活動上知り得た個人情報を第三者に漏らさぬよう、また個人情報が記載された資料を安易に取り扱うことのないよう、個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会理事とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 本規則は会員・準会員に配布する。役員会または役員引継ぎでもこれを伝えるものとする。新規の会員については規則の掲示などで周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費の管理
- (2) 文書の送付
- (3) 役員・会員・準会員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに執行部役員等の推薦活動
- (5) 会員相互の連絡

(管理)

第9条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理する。また、不要となった個人情報は廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報の開示)

第11条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた場合は、適切に対応する。

(改正)

第12条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 5 年 4 月 24 日より施行する。